



# 金 沢 市 公 報

号外第13号

平成25年(2013年)6月28日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
<b>規 則</b>		金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 2
技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則 (職員課) 1	1	金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (市営住宅課) 3
通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 1	1	<b>告 示</b>
		金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について (教育総務課) 4

## 規 則

技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則をここに公布する。

平成25年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第50号

技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における技能労務職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(技能労務職員の給与に関する規則の特例)

第2条 特例期間においては、技能労務職員の給与に関する規則(昭和36年規則第3号。以下「給与規則」という。)

第3条第1項の給料表の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給与規則別表第1の職務の級の区分に応じそれぞれ次の表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給与規則別表第1の職務の級	割合
3級以下	100分の4.77
4级以上	100分の7.77

(雑則)

第3条 この規則に規定するものを除くほか、技能労務職員の給与の特例に関し必要な事項は、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)第1条の職員の例による。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第51号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和33年規則第42号)の一部を次のように改正する。

第11条の3第2項中「事由が同号」を「事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)」が前項第1号に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第52号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則(昭和35年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「第49号様式」を「第49号様式」に改める。

第49号様式を次のように改める。

第49号様式(第10条関係)

その1



備考

標識の地の塗色等は、次の表による。

種 別	地の塗色	文字の塗色	摘 要
(1) 条例第68条第1号アの原動機付自転車	上部は白色、下部は薄青色	濃紺色。ただし、アルファベットは、白色	1 その2の備考の表の(3)に該当するものを除く。
(2) 条例第68条第1号イの原動機付自転車	上部は薄黄色、下部は白色	濃紺色。ただし、アルファベットは、薄黄色	2 図柄の塗色は、 の図柄は白色とし、 以外の図柄は、(1)に該当するものは薄青色、(2)又は(3)に該当するものは白色とする。
(3) 条例第68条第1号ウの原動機付自転車	上部は薄桃色、下部は白色	濃紺色。ただし、アルファベットは、薄桃色	

その2



備考

標識の地の塗色等は、次の表による。

種 別	地の塗色	文字の塗色	摘 要
(1) 条例第68条第1号工の原動機付自転車	薄青色	濃紺色	(3)に該当するものを除く。
(2) 条例第68条第3号の小型特殊自動車	薄緑色	濃紺色	
(3) 条例第67条第3号に規定する原動機付自転車及び小型特殊自動車	白 色	濃紺色	標識の右上端から左下端にかけて赤色の斜線を付する。

附 則

- この規則は、平成25年8月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定による金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)第68条第1号アからウまでの原動機付自転車に係る標識は、改正後の第49号様式にかかわらず、なおその効力を有する。

金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月28日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第53号

金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成14年規則第64号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(入居者資格の所得基準)

第3条 条例第6条第3号に規定する規則で定める所得の基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 次号及び第3号に掲げる者以外の者 入居の申込みをした日において、158,000円(所得の上昇が見込まれる者として市長が認める者にあつては、139,000円)以上487,000円以下の所得のあること。
- 災害により滅失した住宅に居住していた者であつて、特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として市長が認めるもの 入居の申込みをした日において、487,000円以下の所得のあること。
- 前号に掲げる者のほか、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として市長が認める者 入居の申込みをした日において、487,000円以下の所得のあること(158,000円に満たない所得の場合にあつては、所得の上昇が見込まれると市長が認めるときに限る。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●金沢市告示第179号

金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和47年告示第54号）の一部を次のように改正する。

平成25年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分		補助対象経費	補 助 限 度 額		
			第1子	第2子	第3子以降
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の世帯	小学校の1年生から3年生までの兄又は姉がいない世帯	入園料と保育料との合計額	年額 229,200円	年額 268,000円	年額 308,000円
	小学校の1年生から3年生までの兄又は姉がいる世帯			年額 249,000円	年額 308,000円
(2) 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	小学校の1年生から3年生までの兄又は姉がいない世帯		年額 199,200円	年額 253,000円	年額 308,000円
	小学校の1年生から3年生までの兄又は姉がいる世帯			年額 226,000円	年額 308,000円
(3) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円以下となる世帯	小学校の1年生から3年生までの兄又は姉がいない世帯		年額 115,200円	年額 211,000円	年額 308,000円
	小学校の1年生から3年生までの兄又は姉がいる世帯			年額 163,000円	年額 308,000円
(4) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円を超え171,600円以下となる世帯	小学校の1年生から3年生までの兄又は姉がいない世帯		年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
	小学校の1年生から3年生までの兄又は姉がいる世帯			年額 114,000円	年額 308,000円
(5) 上記区分以外の世帯	小学校の1年生から3年生までの兄又は姉がいない世帯				年額 308,000円

別表の備考中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 この表において「所得割課税額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、この所得割課税額を計算する場合には、同法第314条の2第1項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により算出した額を控除するものとし、地方税法附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

別表の備考に次の2項を加える。

- 8 小学校の1年生から3年生までの兄又は姉がいる世帯における補助金の額の合計額が小学校の1年生から3年生までの兄又は姉がいなくてもこの表を適用した場合の補助金の額の合計額を下回る場合は、小学校の1年生から3年生までの兄又は姉がいなくてもこの表を適用した場合の補助金の額の合計額を当該世帯についての補助金の額の合計額とする。
- 9 この表の規定にかかわらず、市長が特に困窮していると認める場合は、第1号に該当する世帯として取り扱うことができる。

附 則

この告示は、平成25年度分からの補助金について適用する。

平成25年(2013年)6月28日 印刷  
平成25年(2013年)6月28日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄